

News Release

報道関係者各位

2024年9月2日

『マニユライフ終身保険〈円建／外貨建〉』を野村證券で販売再開

マニユライフ生命保険株式会社(取締役代表執行役社長兼 CEO:ブノワ・メスレ、本社:東京都新宿区、以下「マニユライフ生命」)は、通貨選択型一時払終身保険『マニユライフ終身保険〈円建／外貨建〉』を、2024年9月2日(月)より野村證券株式会社(代表取締役社長:奥田健太郎、本店:東京都中央区、以下「野村證券」)において販売再開いたします。

『マニユライフ終身保険〈円建／外貨建〉』は、ご家族の未来につなげる大切な資産をふやしてのこしたいというお客さまの相続ニーズにお応えするために開発された、契約通貨を選択できる一時払終身保険です。同商品はシンプルでわかりやすい内容となっており、2015年の販売開始以来、多くのお客さまの資産形成をサポートしております。2020年5月より新規のお取扱いを休止しておりましたが、今般、より幅広い年齢層のお客さまの一時払終身保険へのニーズにお応えするとともに、お客さまの負担を軽減する新たな商品をご提供すべく、契約年齢の拡大、契約初期費用を契約年齢に応じて多くの場合で引き下げるといった商品改定を行い販売再開することといたしました。

マニユライフ生命は、ウェルス・ソリューション・スペシャリストとして、万一の場合の保障に加えて、お客さまがより長く、より良い生活を送ることができるよう、退職後の生活や相続対策といった長期的な資産形成からリスク保護まで、さまざまなニーズにお応えする商品・サービスを提供してまいります。

『マニユライフ終身保険〈円建／外貨建〉』の特徴

(詳細:<https://www.manulife.co.jp/ja/individual/products/goods/manulifesyushin.html>)

1. のこすために活用できる保険

- 死亡・高度障害の場合のお支払いの基準となる基本保険金額¹は、契約当初から契約通貨の一時払保険料を上回る金額が、一生涯にわたって保証されます。
- 終身にわたって契約日の積立利率²が適用されます。
- 契約通貨は、米ドル、豪ドルまたは円のいずれかから選択できます。
- 契約通貨が米ドルまたは豪ドルの場合、保険料の払込通貨として円も選択できます。

2. 簡単な告知方法

- わかりやすい2段階の簡単な告知³でお申し込みいただけます。
ただし、基本保険金額と一時払保険料の差額が告知書扱の加入限度額を超える場合は、医師による診査や健康診断書のご提出および専用の告知書による告知が必要になります。

3. お客さまの健康をサポートする商品付帯サービス

- マニユライフ生命の業務提携先であるティーベック株式会社が提供する、こころとからだの健康をサポートするための商品付帯サービス「メディカルリリーフ(プラス)」を無料でご利用いただけます。
- 「メディカルリリーフ(プラス)」では、24時間・年中無休で医師・保健師・看護師などの相談スタッフが対応する健康相談サービス(メディカルほっとコール 24⁴)や、各専門分野の医師によるセカンドオピニオンを手配するサービス(メディカルソムリエ⁵)などをご提供しています。

サービスの詳細やご利用条件等はマニユライフ生命のホームページをご確認ください。

<https://www.manulife.co.jp/ja/policyholder/medicalrelief/about.html>

※ 上記サービスは 2024 年 9 月時点のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。

※ 保険契約による保障とは異なります。

※ ご利用の際には諸条件があり、ご要望に沿えない場合があります。

- *1 一時払保険料や契約日の積立利率、被保険者の契約年齢および性別等に基づいて、マニユライフ生命の定める方法で計算されます。
- *2 積立利率は、マニユライフ生命の定める所定の指標金利に基づき、原則として毎月2回(1日と16日)設定され、契約日に設定されている積立利率が終身にわたって適用されます。
※積立利率はこの保険の実質的な利回りではありません。
- *3 告知項目にすべて当てはまらない場合でも、職業・体格等によっては、お引き受けできないことや特別な条件をつけてお引き受けすることがあります。
- *4 サービスをご利用いただける方は、対象となる保険契約の被保険者とその1親等以内のご家族です。
- *5 サービスをご利用いただける方は、対象となる保険契約の被保険者です。

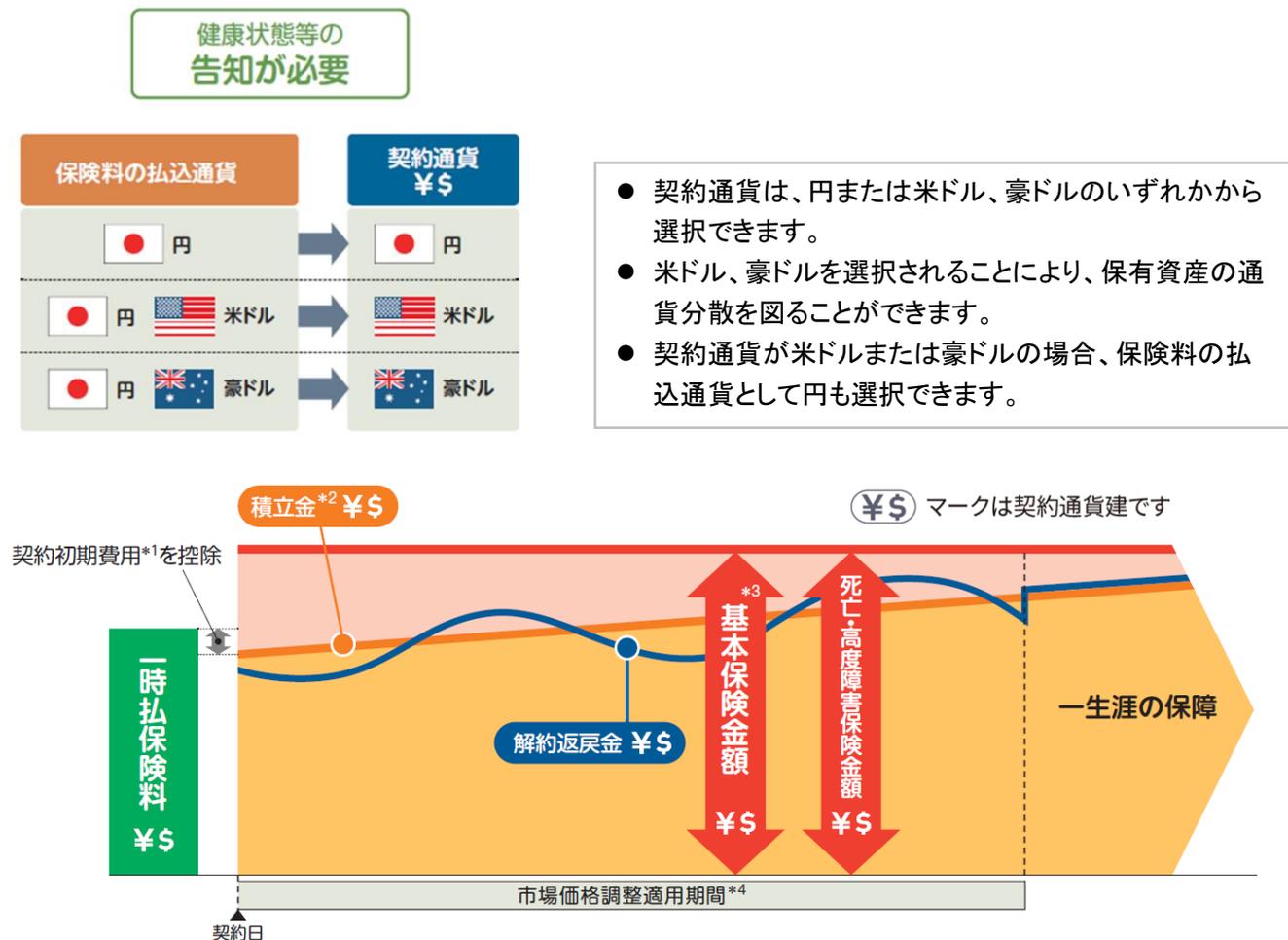
マニユライフ生命について

マニユライフ生命は、カナダを本拠とする大手金融サービスグループ、マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション(マニユライフ)のグループ企業です。お客さまがより簡単に最適な保障を選択し、より良い毎日を送るためのお手伝いをします。当社に関する情報は、公式ウェブサイト(www.manulife.co.jp)、および LinkedIn アカウント(<https://www.linkedin.com/company/manulife-japan/>)をご覧ください。

本資料は、報道機関向け発表資料を転載したものです。商品ご購入のご検討にあたっては、必ず「特に重要なお知らせ(契約概要/注意喚起情報)」、「商品パンフレット」をご覧ください。

<通貨選択型一時払終身保険『マニユライフ終身保険<円建／外貨建>』別紙>
 (詳細: <https://www.manulife.co.jp/ja/individual/products/goods/manulifesyushin.html>)

1. 商品イメージ図



※ 上図では、死亡・高度障害保険金額が、基本保険金額と同額と仮定して表示しています。

- *1 くわしくは、当リリース別紙内 P6 の 5.「費用について」をご覧ください。
- *2 積立金は、一時払保険料から契約初期費用を差し引いた金額です。
 契約日に適用される積立利率で運用します。
 積立利率については当リリース別紙内 P4 の 2.「ご契約について」をご覧ください。
- *3 基本保険金額は、死亡・高度障害保険金を支払う際に基準となる金額です。
 一時払保険料や契約日の積立利率、被保険者の契約年齢および性別等に基づいて、マニユライフ生命の定める方法で計算されます。
 具体的な金額は、「設計書」をご覧ください。
- *4 次のいずれか短い期間です。
 - ・契約日からその日を含めて 20 年を経過する日までの期間
 - ・契約日から被保険者の年齢が 90 歳となる契約応当日の前日までの期間

2. ご契約について

項目	内容		
被保険者の契約年齢*1	30歳～89歳(契約日における被保険者の満年齢)		
保険期間	終身		
最低保険料と保険料の単位	円 200万円 (10,000円単位)	米ドル 20,000米ドル (100米ドル単位)	豪ドル 20,000豪ドル (100豪ドル単位)
保険料の払込通貨が契約通貨と異なる場合の円の取扱単位	契約通貨が米ドル・豪ドルの場合 10,000円 ※ 契約通貨の一時払保険料の取扱単位は米ドルのときが0.01米ドル、豪ドルのときが0.01豪ドルとなります。		
最高基本保険金額	7億円相当額 ※ 被保険者の契約年齢・職業等やマニライフ生命の保険商品の加入状況により異なります。 ※ 契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、契約日におけるマニライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算します。 ※ 基本保険金額の取扱単位は、円のときが100円、米ドルのときが1米ドル、豪ドルのときが1豪ドルとなります。		
保険料の払込方法	一時払のみ ※ 野村證券経由またはマニライフ生命が指定する金融機関の口座への送金		
被保険者	契約者本人、契約者の配偶者または3親等内の親族		
死亡保険金受取人	被保険者の3親等内の親族		
責任開始日	お申込みいただいたご契約の保障が開始される時期を責任開始期(告知もしくは一時払保険料相当額の領収日のいずれか遅いとき)といい、責任開始期の属する日を責任開始日といいます。		
契約日	責任開始日と同じ日となります。		
積立利率	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、毎月2回(1日と16日)設定されます。 契約時に設定される積立利率が一生にわたって適用されます。途中で利率の変更はありません。 契約通貨および契約年齢により、設定する積立利率は異なります。 積立利率は、マニライフ生命の定める所定の指標金利(マニライフ生命が定める期間の平均値)に、-1.0%から1.5%を増減させた範囲内でマニライフ生命が定めた利率から、保険契約の締結・維持に必要な費用(保険関係費)を差し引いた利率となります。 一時払保険料から所定の契約初期費用を控除した金額を積立金とし、積立金の計算の際には、死亡保障および高度障害保障に必要な費用(保険関係費)を控除するため、積立利率はこの保険の実質的な利回りではありません。 ※ 保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。		
付加できる特約 ※ 特約保険料はかかりません。	保険料円入金特約B型	保険料を円でお払込みいただける特約です。 ※ 円でお払込みいただいた保険料相当額は、換算基準日(マニライフ生命が円での保険料相当額を受領する日)の為替レートで契約通貨建ての保険料に換算します。	

	円支払特約 B 型	外貨建ての保険金等を換算基準日(請求書類をマニユライフ生命の本社が受け付けた日*2の翌営業日)におけるマニユライフ生命の定める為替レートを用いて円でお支払いする特約です。 ※ 保険金等をご請求の際、その受取人のお申し出により選択いただけます。
	リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6カ月以内と判断された場合、マニユライフ生命の定める範囲内で死亡保険金の全部または一部を特約保険金として被保険者に前払いする特約です。 ※ 契約者はいつでも付加できます。
	指定代理請求特約	被保険者が受取人になる保険金(高度障害保険金とリビング・ニーズ特約の特約保険金)について、被保険者ご自身がご請求いただけない所定の事情がある場合、被保険者にかわって、指定代理請求人が保険金をご請求いただける特約です。 ※ 契約者はいつでも指定代理請求人を指定いただけます。
その他ご契約について	<ul style="list-style-type: none"> この保険には配当金はありません。 この保険には契約者貸付および基本保険金額の増額のお取扱いはありません。 	

*1 年増法による特別な条件をつけてご契約をお引き受けする場合、契約初期費用、基本保険金額および積立金は、被保険者の契約年齢に年増年数を加えた年齢で算出します。

年増法とは:

契約の引受にあたり、被保険者の健康状態等により特別な条件をつける方法のひとつです。

被保険者の実際の契約年齢にマニユライフ生命の定める年数を加えた年齢にして、基本保険金額および積立金等を計算します。

*2 書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日。

※ 契約時の金融情勢等の影響により、契約年齢等によってはお取扱いを見合わせる場合があります。

お申込みから契約日までの間に積立利率が変更になった場合、変更後の積立利率が適用され、基本保険金額も変更されます。また、お申込みから契約日までの間に年齢が変更になった場合、基本保険金額が変更されます。したがって15日・月末・被保険者の誕生日近くにお申込みの場合は十分にご注意ください。

3. 保障内容

● 被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当された場合、保険金をお受け取りいただけます。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡保険金	死亡されたとき	被保険者が支払事由に該当した日の解約返戻金額または基本保険金額のいずれか大きい金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	傷害または疾病により所定の高度障害*1に該当されたとき		被保険者

*1 くわしくは、「ご契約のしおり/約款」をご確認ください。

※ 支払事由に該当し、死亡保険金または高度障害保険金をお受け取りになった場合、ご契約は消滅します。

● 契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、保険金等を契約通貨または円でお受け取りいただけます。「円支払特約 B 型」を付加し、円でお受け取りいただく場合、下表の換算基準日における為替レートが適用されます。

※ 下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただけます。

* 対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	換算基準日	契約通貨	
		米ドル	豪ドル
「円支払特約 B 型」 の為替レート	請求書類をマニユライフ生命 の本社が受け付けた日*2の 翌営業日	米ドル	豪ドル
		契約通貨の TTM-1 銭	契約通貨の TTM-3 銭

*2 書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日

※ 2024年9月現在。外貨のお取扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

4. リスクについて

● 解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について

この保険は、契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除され、また、市場価格調整適用期間中は解約返戻金額に市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を反映させます(市場価格調整)。したがって、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

● 為替リスクについて(契約通貨が米ドル・豪ドルの場合)

契約通貨として外貨を選択されたときは、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と保険金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料のご負担が生じます。

5. 費用について

● 契約初期費用

契約日に一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用(契約初期費用)を控除します。契約初期費用は、契約年齢*および契約通貨に応じた割合を一時保険料に乗じた金額となります。控除割合に関しては以下表よりご確認ください。

項目	契約年齢*	契約通貨		
		円	米ドル	豪ドル
保険契約の締結 に必要な費用 (契約初期費用)	34歳以下	4.50%	8.50%	8.50%
	35歳~39歳	4.40%	8.25%	8.25%
	40歳~44歳	4.30%	8.00%	8.00%
	45歳~49歳	4.20%	7.75%	7.75%
	50歳~54歳	4.10%	7.50%	7.50%
	55歳~59歳	4.00%	6.80%	6.80%
	60歳~64歳	3.90%	6.10%	6.10%
	65歳~69歳	3.80%	5.40%	5.40%
	70歳~74歳	3.70%	4.70%	4.70%
	75歳~79歳	3.60%	4.00%	4.00%
	80歳~84歳	3.50%	3.90%	3.90%
85歳以上	3.40%	3.80%	3.80%	

* 年増法による特別な条件をつけてご契約を引き受けする場合は、被保険者の契約年齢に年増年数を加えた年齢とします。

● **保険関係費**

- 死亡保障および高度障害保障に必要な費用
積立金の計算に際して死亡保障および高度障害保障に必要な費用を控除します。
- 保険契約の締結・維持に必要な費用
積立利率を設定する際に保険契約の締結・維持に必要な費用として新契約費率および維持費率をあらかじめ差し引きます。

※ 保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。

● **外貨のお取扱いによりご負担いただく費用（契約通貨が米ドル・豪ドルの場合）**

- 金融機関で通貨交換をされる場合
外貨建の保険料を円または他の外貨から交換してご用意される際には為替手数料が必要になります。また、外貨建の保険金などを円に交換して受け取る際にも為替手数料が必要になります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 金融機関での外貨のお払込み・お受取りをされる場合
一時払保険料を外貨でお払込みいただく際や保険金などを外貨でお受取りの際には、送金手数料・引出手数料などをご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 通貨交換に関する特約などを利用される場合
「保険料円入金特約 B 型」および「円支払特約 B 型」の為替レートには為替手数料が含まれており、お客さまのご負担となります。各為替レートは、マニユライフ生命指定の金融機関が公示する対顧客電信売買相場の仲値(TTM)を基準として計算された為替レートです。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
「保険料円入金特約 B 型」の為替レート	契約通貨の TTM+50 銭	
「円支払特約 B 型」の為替レート	契約通貨の TTM-1 銭	契約通貨の TTM-3 銭

※ 2024 年 9 月現在。外貨のお取扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。